



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



皆さまいかがお過ごしでしょうか？
三寒四温というとおり、徐々に春に向
かっていっているようです。早く春の訪
れが待ち遠しいですね…。



職場で役立つ心理学 ～他人に厳しくなるわけ～



誰かの行動を見たときに、その行動の理由をその人の性格や能力のせいだと考える傾向があります。例えば、A君は慌て者なので携帯をなくす、Bさんは怒りっぽい性格だからいつもイライラしている、といった具合です。いったん怒りっぽい性格だと思い込んでしまうと、それ以外の事実にも目を向けられないことも多くあります。実は、そこには、状況や何らかの理由によって仕方なく、という可能性があるかもしれないのです。

反対に、人は自分のことになると思考が全く逆になる傾向が見られます。忙しくて携帯まで気が回らずなくしてしまった、上司の指摘が細かすぎるのでイライラした、などと自分とは関係のない原因が結果を招いたと考えがちです。

このような人に対する思い込みを防ぐために、心理学者のシコッティは、「相手の立場をイメージすることが大事」と述べています。「自分が同じ状況に置かれたらどうするだろう？」とイメージすることをすすめています。

★これで完璧！ 2月の事務★



☆平成 26 年分の確定申告（3月 16 日まで）☆

平成 26 年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2 月 16 日から 3 月 16 日までです（2 月、3 月とも、15 日が日曜日のため）。給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、平成 26 年中の年収が 2000 万円を超える人、副収入がある人、2 か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、ローンを利用して住宅の取得や増改築をしたりした場合、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被ったりした場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。この還付申告は、2 月 16 日より前の時期でも受け付けてもらえます。税務署が比較的空いていますから、該当社員から相談された場合には、アドバイスするとよいでしょう（還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年の 1 月 1 日から 5 年間です）。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（2月 10 日まで）☆

1 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（3月 2 日まで）☆

1 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆12 月決算法人の確定申告と納税（2 月中の決算応当日まで）☆

12 月決算法人の確定申告と納税、6 月決算法人の中間（予定）申告と納税。

～平成 26 年「賃金構造基本統計調査」結果～ 男女間賃金格差は過去最小



厚生労働省は 19 日、平成 26 年「賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめ公表しました。調査結果によりますと、一般労働者全体の賃金は 29 万 9,600 円と前年より 1.3%増加しました。また、フルタイムで働く女性（非正社員含む）が昨年 6 月にもらった賃金の平均が、前年より 2.3%多い 23 万 8,000 円となり、過去最高でした。男性の賃金平均の 32 万 9,600 円（前年比 1.1%増）と比較すると、依然として男性賃金の 72.2%にとどまりますが、男女間の賃金格差は比較可能な昭和 51 年の調査以来、過去最小となっています。

労働時間制度の改正の今後の動きについて

厚生労働省は、労働政策審議会労働条件分科会で「今後の労働時間法制等の在り方について」報告書案を提示しました。この報告に基づき、労働基準法等の改正法案を作成し、国会で審議することです。主な内容をまとめてみました。今後の動きに注目です。

1. 中小企業の残業代の引き上げ

中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する法定の割増賃金率を、現在の 25%から大企業と同水準の 50%に引き上げる（この改正は、他の改正より3年遅れの平成 31 年4月から実施予定）。

2. 年次有給休暇の取得促進

年5日以上有給休暇の取得が確実に進む仕組みを導入する。

3. フレックスタイム制の清算期間の上限の延長

清算期間の上限を現行の1か月から3か月に延長する。ただし、1か月の労働時間が1週間当たり50時間を超えたときは割増賃金の支払い対象とする。

4. 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）

① 対象業務

「高度の専門的知識等を要する」とともに、「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」などの性質を満たすもの。具体的には、金融商品の開発やディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務などの業務を提示。

② 対象労働者

- ・書面による合意に基づく職務の範囲内で労働する者
- ・平均給与額の3倍を相当程度上回ること（具体的な年収額は、有期雇用契約期間の例外対象となる、高度な専門的知識等を有する労働者（1,075万円）を参考とする）

③ 健康管理時間に基づく健康・福祉確保措置等

事業場の内外で働いた合計の「健康管理時間」を把握しこれに基づいて措置を講じる。

㊦ 健康管理時間に基づく健康・福祉確保措置として、労使委員会の5分の4以上の決議より、以下a～cのいずれかを講じることを制度導入要件とする。

- a 24時間について継続して一定以上の休息時間を与える（勤務間インターバル規制）ものとし、かつ、1か月の深夜業は省令で定める回数以内とする。
- b 健康管理時間が1か月または3か月につき一定の時間を超えないこととする
- c 4週を通じ4日以上かつ1年を通じ104日以上以上の休日を与える

㊧ 健康管理時間が週40時間を超え、その超えた時間が月当たり100時間を超えた労働者については医師による面接指導を義務付け、これに違反した場合は罰則を適用する。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

